

平成26年9月議会

第2委員会報告資料

- 1 子ども・子育て支援新制度の実施について . . . 1頁

- 2 少年科学文化会館事業の今後の展開について . . . 8頁

- 3 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付等について . . . 10頁

こども未来局

子ども・子育て支援新制度の実施について

1 新制度における利用者負担額（保育料）

平成27年度の園児募集が幼稚園は10月から、保育所等は11月から始まることから、**平成27年度の利用者負担額の案を9月には施設等や保護者に示す必要がある。**（最終決定は平成27年度予算編成で行う。）

【平成27年度利用者負担額（保育料）案】

- ・幼稚園の利用者負担額は、**現行の水準**（市就園奨励費補助による軽減後の負担）**と同水準**とする。
- ・保育所等の利用者負担額は、**現行の市保育料と同水準**とする。（階層の決定は、所得税額から市民税額へ変更）
- ・具体的な金額案は別紙のとおり。

2 保育認定における就労時間の下限について

保育認定における就労時間の下限については、1か月48時間から64時間の間で市町村が定めることとされており、本市においては現在の入所申込みにおける要件が1日4時間以上、月15日以上（月60時間以上）であることから、「1か月48時間から60時間の間で定める。」との案で子ども・子育て審議会からの意見聴取、パブリック・コメント手続きを行った。

【方針案】

審議会の意見及びパブリック・コメント手続きの結果を踏まえ、市としては、26年4月の待機児童解消は実現したものの、未入所児童が発生している状況や今後の保育ニーズの伸びを踏まえ、**保育認定における就労時間の下限については現行と同じ1か月60時間とする。**

【参考】

○審議会意見

- ・48時間にすると入所申込みが増加する。現在1,000人以上の未入所児童がおり、まずはこちらへの対応を優先すべきではないか。

○パブリック・コメント手続で寄せられた意見

- ・保育認定における就労時間の下限については意見なし。

子ども・子育て支援新制度に係る平成27年度利用者負担額（保育料）案

※この案は、現時点で国が示している利用者負担のイメージに基づき作成しており、今後の国の動向等で変更することがある。

※最終的な利用者負担額（保育料）は、平成27年度予算編成で決定される。

◎教育標準時間認定子ども（幼稚園及び認定こども園）

<現行>

階層区分	推定年収	利用者負担額			人数 (24年度実績)
		保育料	就園奨励費	差引負担額	
生活保護世帯	—		25,700 円	0 円	30 人
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む)	~270万円		16,600 円	9,100 円	1,701 人
市民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	25,700 円	9,600 円	16,100 円	2,168 人
市民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円		5,200 円	20,500 円	10,183 人
市民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~		1,800 円	23,900 円	7,619 人

※保育料は市内の私立幼稚園の平均保育料

※就園奨励費は月額

<参考>福岡市の就園奨励費補助

階層区分	推定年収	金額(円/年)	金額(円/月)
生活保護世帯	—	308,000	25,667
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む)	~270万円	199,200	16,600
市民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	115,200	9,600
市民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	62,200	5,183
市民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	22,000	1,833

※第1子目の金額

※「市民税所得割課税額211,201円以上」の階層は、市単独補助

<平成27年度分>

階層区分	推定年収	利用者負担額 (保育料)	<参考>国基準
生活保護世帯	—	— 円	0 円
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む)	~270万円	9,100 円	9,100 円
市民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100 円	16,100 円
市民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500 円	20,500 円
市民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	<u>23,900</u> 円	25,700 円



◎満3歳以上保育認定子ども(保育所,認定こども園(保育所機能部分))

<現行>

	階層区分	推定年収	市保育料	<参考>国基準	人数 (24年度実績)
A	生活保護世帯	—	0 円	円	627 人
B	所得税非課税世帯	~260万円	0 円	6,000 円	3,472 人
C 1	前年度市民税のうち所得割非課税世帯	~330万円	12,400 円	16,500 円	340 人
C 2	前年度市民税のうち所得割課税世帯		14,400 円		1,306 人
D 1	所得税額 10,000円未満	~470万円	16,400 円	27,000 円	840 人
D 2	所得税額 10,000円~20,000円未満		18,400 円		841 人
D 3	所得税額 20,000円~30,000円未満		20,400 円		732 人
D 4	所得税額 20,000円~40,000円未満		22,400 円		824 人
D 5	所得税額 40,000円~63,000円未満	~640万円	23,700 円	41,500 円	1,572 人
D 6	所得税額 63,000円~82,000円未満		25,000 円		1,043 人
D 7	所得税額 82,000円~103,000円未満		26,300 円		866 人
D 8	所得税額 103,000円~253,000円未満	~930万円	27,600 円	58,000 円	2,660 人
D 9	所得税額 253,000円~413,000円未満		28,900 円		770 人
D 10	所得税額 413,000円~734,000円未満	~1130万円	30,200 円	77,000 円	435 人
D 11	所得税額 734,000円以上	1130万円~	30,200 円	101,000 円	362 人

<平成27年度分>

階層区分	推定年収	保育標準時間		保育短時間	
		市保育料	国基準額	市保育料	国基準額
生活保護世帯	—	0 円	0 円	0 円	0 円
前年度市民税非課税世帯	～260万円	0 円	6,000 円	0 円	6,000 円
前年度市民税のうち 所得割非課税世帯	～330万円	12,400 円	16,500 円	12,100 円	16,300 円
前年度市民税所得割が 48,600円未満		14,400 円		14,100 円	
前年度市民税所得割が 48,600円～61,000円未満	～470万円	16,400 円	27,000 円	16,100 円	26,600 円
前年度市民税所得割が 61,000円～73,000円未満		18,400 円		18,000 円	
前年度市民税所得割が 73,000円～85,000円未満		20,400 円		20,000 円	
前年度市民税所得割が 85,000円～97,000円未満		22,400 円		22,000 円	
前年度市民税所得割が 97,000円～126,000円未満	～640万円	23,700 円	41,500 円	23,200 円	40,900 円
前年度市民税所得割が 126,000円～149,000円未満		25,000 円		24,500 円	
前年度市民税所得割が 149,000円～169,000円未満		26,300 円		25,800 円	
前年度市民税所得割が 169,000円～255,000円未満	～930万円	27,600 円	58,000 円	27,100 円	57,100 円
前年度市民税所得割が 255,000円～301,000円未満		28,900 円		28,400 円	
前年度分市民税所得割が 301,000円～397,000円未満	～1130万円	30,200 円	77,000 円	29,600 円	75,800 円
前年度市民税所得割が 397,000円以上	1130万円～	30,200 円	101,000 円	29,600 円	99,400 円



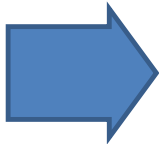
◎満3歳未満保育認定子ども(保育所, 認定こども園(保育所機能部分), 家庭的保育事業等)

<現行>

	階層区分	推定年収	市保育料	<参考>国基準	人数 (24年度実績)
A	生活保護世帯	—	0 円	0 円	322 人
B	所得税非課税世帯	~260万円	0 円	9,000 円	1,953 人
C1	前年度市民税のうち所得割非課税世帯	~330万円	14,200 円	19,500 円	248 人
C2			17,000 円		1,098 人
D1	所得税額 10,000円未満	~470万円	19,800 円	30,000 円	576 人
D2	所得税額 10,000円~20,000円未満		22,600 円		675 人
D3	所得税額 20,000円~30,000円未満		25,400 円		634 人
D4	所得税額 20,000円~40,000円未満		28,200 円		647 人
D5	所得税額 40,000円~63,000円未満	~640万円	31,900 円	44,500 円	1,274 人
D6	所得税額 63,000円~82,000円未満		35,600 円		845 人
D7	所得税額 82,000円~103,000円未満		39,300 円		766 人
D8	所得税額 103,000円~253,000円未満	~930万円	44,600 円	61,000 円	1,951 人
D9	所得税額 253,000円~413,000円未満		53,000 円		392 人
D10	所得税額 413,000円~734,000円未満	~1130万円	64,000 円	80,000 円	219 人
D11	所得税額 734,000円以上	1130万円~	83,200 円	104,000 円	211 人

<平成27年度分>

階層区分	推定年収	保育標準時間		保育短時間	
		市保育料	国基準額	市保育料	国基準額
生活保護世帯	—	0 円	0 円	0 円	0 円
前年度市民税非課税世帯	～260万円	0 円	9,000 円	0 円	9,000 円
前年度市民税のうち 所得割非課税世帯	～330万円	14,200 円	19,500 円	13,900 円	19,300 円
前年度市民税所得割が 48,600円未満		17,000 円		16,700 円	
前年度市民税所得割が 48,600円～61,000円未満	～470万円	19,800 円	30,000 円	19,400 円	29,600 円
前年度市民税所得割が 61,000円～73,000円未満		22,600 円		22,200 円	
前年度市民税所得割が 73,000円～85,000円未満		25,400 円		24,900 円	
前年度市民税所得割が 85,000円～97,000円未満		28,200 円		27,700 円	
前年度市民税所得割が 97,000円～126,000円未満	～640万円	31,900 円	44,500 円	31,300 円	43,900 円
前年度市民税所得割が 126,000円～149,000円未満		35,600 円		34,900 円	
前年度市民税所得割が 149,000円～169,000円未満		39,300 円		38,600 円	
前年度市民税所得割が 169,000円～255,000円未満	～930万円	44,600 円	61,000 円	43,800 円	60,100 円
前年度市民税所得割が 255,000円～301,000円未満		53,000 円		52,000 円	
前年度分市民税所得割が 301,000円～397,000円未満	～1130万円	64,000 円	80,000 円	62,900 円	78,800 円
前年度市民税所得割が 397,000円以上	1130万円～	83,200 円	104,000 円	81,700 円	102,400 円



少年科学文化会館事業の今後の展開について

1 主旨

◇少年科学文化会館については、耐震診断結果のⅢ判定(地震による倒壊、崩壊の危険性が高い)を踏まえ、「本市公共施設の耐震対策計画(平成21年3月策定)」により平成27年度末までに解体等を行う施設であること、また、跡地については舞鶴小中連携校の第2グラウンドとして使用する予定があることから、平成27年度末をもって閉館するが、新施設稼働(平成29年度)までは下記のような事業を展開し、機能を継続するもの。

2 事業展開

(1) 本館・プラネタリウム事業

◇アウトリーチ活動(出前授業等)を積極的に行う。

① 学校や子どもに対する活動

・一日学習等の代替えとして、科学マジックショー、天体観測、昆虫採集イベント等(出前授業)の実施(4回以上/月程度)のほか、学校の希望により博物館・美術館での体験学習等で補完予定

② 市民に向けた活動

・新しい科学館のPRも兼ねた講演会やシンポジウム等を開催

(2) こども文化芸術活動事業

◇施設の主催事業として行っていた文化芸術活動については、こども未来局事業としてこれまでどおり実施する。

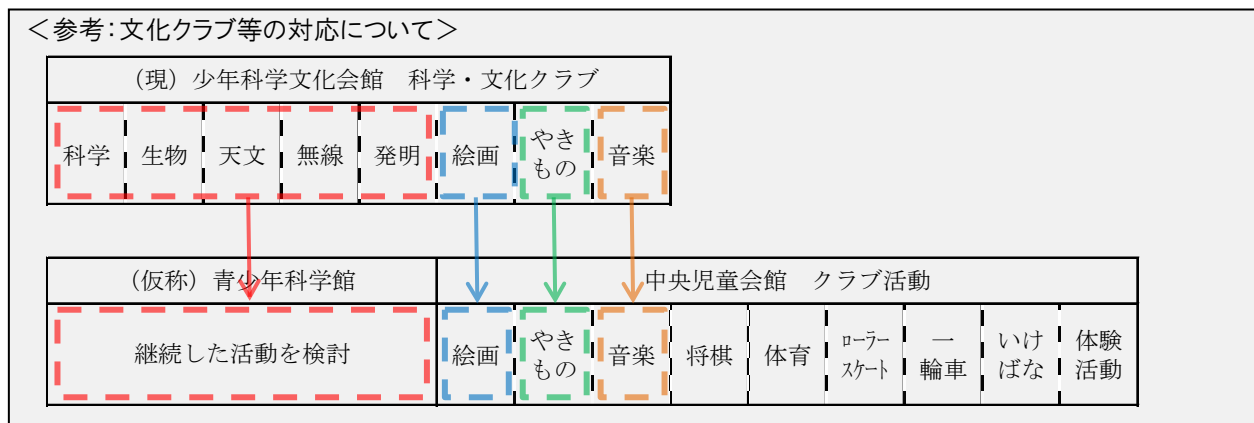
① 演劇鑑賞会(年4回以上)・音楽鑑賞会(年2回以上)

・地元の劇団や音楽団体等を活用し、市民センター他で良質の公演を提供する。

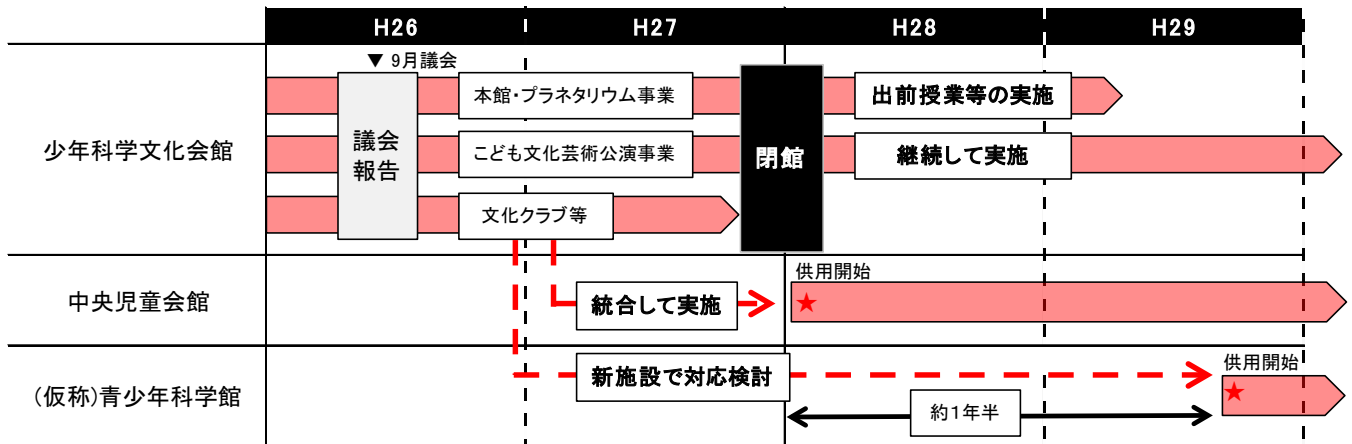
② 文化クラブ等

・中央児童会館のクラブ活動に統合して実施(なお、科学クラブ等については、新施設で対応)

<参考:文化クラブ等の対応について>



<スケジュール>



(3) ホール事業(764 席)

◇現利用者に対して、閉館のお知らせを送付するとともに、案内窓口を設置し、他ホールへの誘導・案内等を行う。

◇加えて、青少年の文化芸術の振興に寄与し、他施設への移行の支援が必要な団体(中学校演劇研究会や高校文化連盟演劇部門の団体等)については、市民センター他で使用が可能となるよう関係局と調整を図りながら対応する。

<支援内容>

- ・副申書をもって1年前の仮予約や連続して3日を超える利用を可能にする。

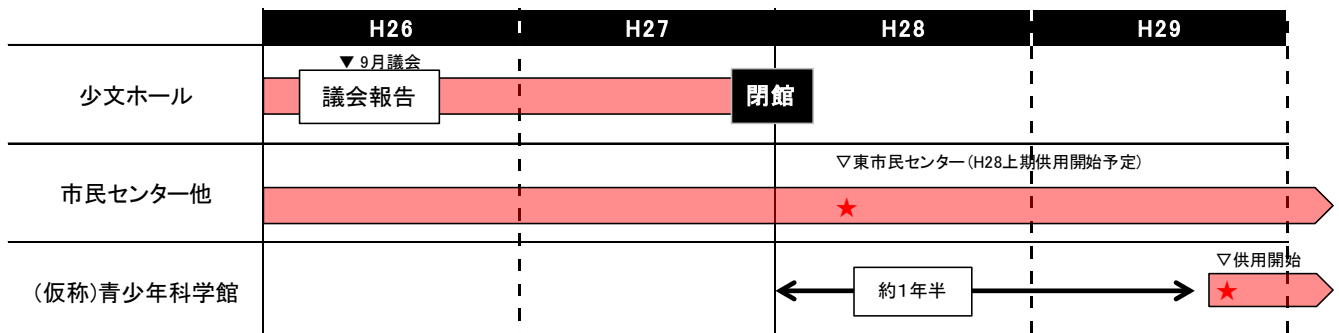
<利用者の受け入れ先>

市民センター他

- ・800席(東:H28 上期開館予定, 南, 西市民センター, ももちパレス)
- ・500席(博多, 中央, 城南, 早良市民センター)
- ・あいれふ, アミカスなどの多目的ホール

◇さらに、(仮称)青少年科学館の開館後は、科学に関する講演会等を行うスペース(300席程度)を活用し、講演会等で使用していない場合は文化事業等にも積極的に貸し出しを行っていく。

<スケジュール>



臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付等について

1 本市の現状

(1) 申請受付期間

市町村の申請受付期間については、原則3か月（最長で6か月）を経過した日をもって終了するものとされ、本市においては、7月1日から3か月間（H26.10.1まで）を申請受付期間としている。

(2) 申請（支給決定）状況

平成26年8月19日までに受け付けた申請書について、約18万6千人の支給決定を行っており、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を合わせた支給率は約45%となっている。

区 分	支給対象者数 (推計)	支給決定人数 (H26.8.19まで)	支給率
臨時福祉給付金	約 322,000 人	144,991 人	45.03 %
子育て世帯臨時特例給付金	約 90,000	41,339	45.93

2 問題点

(1) 支給率の低迷と申請受付期間

支給対象となる可能性がある世帯に対し申請書を一齐送付し、なおかつ、幅広く広報を行ったところであるが、両給付金ともに支給率が低迷している。

このまま申請受付期間を3か月（H26.10.1まで）で終了した場合、未申請の支給対象者が多数発生するおそれがある。

(2) 他都市の申請受付期間

福岡市を含む20政令市では、申請受付期間を3か月としている都市は3市にとどまっており、6か月の都市は13市で過半数を占めている。

申請受付期間	3か月	4～6か月未満	6か月
都市数	3都市	4都市	13都市

3 今後の方策（申請受付期間の延長）

本市の申請受付期間を、3か月（H26.10.1まで）から6か月（H26.12.26まで）に延長する。

4 委託契約の変更

○ コールセンター

平成26年10月31日（金）までの委託契約を、平成27年1月30日（金）に変更する。

○ 事務集中センター

平成26年12月26日（金）までの委託契約を、平成27年2月27日（金）に変更する。

○ 区役所等の特設窓口

平成26年10月1日（水）までの委託契約を、平成26年10月31日（金）に変更する。

また、平成26年12月26日（金）まで、天神ツインビル（8階）での窓口を開設する。